

### 8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成24年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ 1,579	kℓ X	kℓ 213	kℓ 1,159
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	172	229	40	229
連続式蒸留しょうちゅう	X	X	X	X	X	518	X	55	312
単式蒸留しょうちゅう	6	10,626	10,195	892	757	23,745	14,076	3,375	14,833
み り ん	-	-	-	-	-	693	509	95	509
ビ ー ル	-	18,543	4,054	81	77	44,309	21,881	2,423	21,958
果 実 酒	-	-	10	11	44	3,917	2,419	404	2,463
甘 味 果 実 酒	-	-	15	6	14	53	148	26	162
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	777	X	146	438
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	-	35	26	8	26
発 泡 酒	-	9,220	1,487	10	19	50,274	22,106	2,839	22,125
原料用アルコール・スピリッツ	-	10	36	3	6	6,193	2,547	700	2,553
リ キ ュ ー ル	-	16,427	925	41	53	75,394	31,323	4,611	31,376
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	16,162	X	1,254	9,227
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	6	54,826	16,736	1,044	972	223,822	106,397	16,187	107,368

調査期間等：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	し ょ う ち ゅ う	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
平成 19 年 度	kℓ 895	kℓ 296	kℓ 14,733	kℓ 22,282	kℓ 56,658	kℓ 94,864
平成 20 年 度	766	107	12,823	18,610	50,362	82,668
平成 21 年 度	1,016	283	19,044	25,750	69,447	115,539
平成 22 年 度	1,290	266	20,388	26,374	86,452	134,768
平成 23 年 度	1,159	229	15,145	21,958	68,879	107,368

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

(注) 2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

## (3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゅう	単式蒸留 しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
那覇	380	29	97	4,748	127	6,337	750	70	161	8	6,316	820	9,853	3,411	33,105	那覇
宮古島	38	4	12	648	26	716	65	6	13	1	1,024	111	980	424	4,068	宮古島
石垣	49	9	18	933	25	1,311	104	4	14	1	848	71	1,358	508	5,253	石垣
北那覇	253	154	84	2,862	198	4,649	745	24	101	6	4,140	546	5,727	2,055	21,544	北那覇
名護	80	8	31	1,566	36	1,975	180	22	32	2	2,785	201	2,846	552	10,316	名護
沖縄	359	25	70	4,076	97	6,970	619	36	117	8	7,012	804	10,612	2,277	33,082	沖縄
総計	1159	229	312	14,833	509	21,958	2,463	162	438	26	22,125	2,553	31,376	9,227	107,368	総計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免取 消場数	免許 消減場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数			
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計(A)							
清 酒	5	1	-	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	4	-	内 3	者 4			
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
連続式蒸留しょうちゅう	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	2	内 -	者 2	
単式蒸留しょうちゅう	53	3	2	1	9	3	10	9	5	4	8	2	2	-	-	-	1	53	7	52	内 5	者 51		
み り ん	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内 2	者 2	
ビ ー ル	7	2	-	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7	3	3	内 2	者 6	
果 実 酒	9	1	-	1	6	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	9	5	1	内 4	者 8	
甘 味 果 実 酒	8	-	-	-	4	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	4	1	内 3	者 8	
ウ イ ス キ ー	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	内 -	者 3	
ブ ラ ン デ ー	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内 2	者 2	
原 料 用 ア ル コ ー ル	26	-	-	-	8	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	15	26	1	-	内 1	者 26	
発 泡 酒	10	2	1	2	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	9	3	1	内 2	者 8
そ の 他 の 醸 造 酒	5	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	4	-	内 3	者 5	
ス ビ リ ッ ツ	53	1	2	1	9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	51	6	2	内 5	者 50	
リ キ ュ ー ル	29	3	2	2	12	2	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	28	5	1	内 4	者 27
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	者 -
雑 酒	12	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	11	2	-	内 2	者 11	
合 計	226	13	8	10	69	10	25	10	5	5	8	2	2	-	-	3	82	221	48	63	内 38	者 213		
各酒類を 通じた もの	平 成 21 年 度				10	-	19	8	6	5	5	5	3	-	-	1	1	63	8		内 5	者 60		
	平 成 22 年 度				11	1	19	8	7	4	9	1	2	-	-	1	1	64	8		内 5	者 61		
	平 成 23 年 度				11	6	14	9	5	4	8	2	2	-	-	1	1	63	8		内 5	者 61		

調査対象等：平成24年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成23年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰	共同の びん詰 場			設 置 可 を 受 け た も の	設 置 可 を 受 け な い も の		
清酒	-	-	-	2	-	-	2	-
合成清酒	-	-	-	2	-	-	2	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	2	-	-	2	-
単式蒸留しょうちゅう	4	1	-	2	12	-	19	18
みりん	-	-	-	2	-	-	2	-
ビール	-	-	-	3	-	-	3	1
果実酒	-	-	-	3	-	-	3	-
甘味果実酒	-	-	-	3	-	-	3	1
ウイスキー	-	-	-	3	1	-	4	-
ブランデー	-	-	-	3	-	-	3	-
原料用アルコール	2	-	-	2	6	-	10	-
発泡酒	-	-	-	2	-	-	2	-
その他の醸造酒	-	-	-	2	-	-	2	-
スピリッツ	4	1	-	2	9	-	16	-
リキュール	1	1	-	3	8	-	13	-
粉末酒	-	-	-	2	-	-	2	-
雑酒	-	-	-	2	-	-	2	-
合計	11	3	-	40	36	-	90	20
うち実蔵置場数	4	1	-	3	12	-	20	-

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成24年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
-	-

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	1	-
もろみ	7	-

## (3) 販売業免許場数

区 分		本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数	
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計			
販卸 売売 方に 法限 る旨 の条 件が 付さ れて いさ ない ても いる もの 及び の	全 酒 類	5	1,207	1,212	61	716	
	ビ ー ル	-	-	-	-	-	
	洋 酒	4	4	8	1	2	
	輸 出 入 酒 類	4	5	9	-	5	
	自製酒類	清 酒 ・ み り ん	-	1	1	-	-
		合成清酒・しょうちゅう	4	13	17	-	20
		ビ ー ル	1	1	2	-	-
		洋 酒	2	2	4	-	3
		計	7	17	24	-	23
	そ の 他 の 酒 類	-	3	3	-	2	
	合 計	20	1,236	1,256	62	748	
	合 計 の ち	小売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-
卸売業者の共同購入機関		1	-	1	1	1	
製造者の共同販売機関		-	-	-	-	-	
販の 売条 件が 法付 にさ れ小 売に 限る も 旨の	全 酒 類	一 般 の も の			1,915	43	1,674
		期 限 付			-	-	-
		特 殊 の も の			2	-	-
		計			1,917	43	1,674
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の			137	3	97
		期 限 付			-	-	-
		特 殊 の も の			1	-	-
		通信販売だけのもの			26	-	18
		薬用酒だけのもの			-	-	-
	計			164	3	115	
合 計			2,081	46	1,789		
媒 介 業			3	-	2		
代 理 業			-	-	-		

調査時点：平成24年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
  - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。  
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
  - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
  - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製造																								販売業免許場数				税務署名												
	清酒		合成清酒		連続式蒸留しょうちゆう		単式蒸留しょうちゆう		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ			リキュール		粉末酒		雑酒		合計		酒類卸売業		酒類小売業	
	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数		免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	販売場数	販売業者数	販売場数	販売業者数		
那覇	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	1	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	6	-	5	-	-	-	1	-	28	9	288	198	665	468
宮古島	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	6	-	1	-	-	-	-	-	15	8	91	61	107	99
石垣	-	-	-	-	-	-	10	10	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	9	-	3	-	-	3	-	34	11	105	54	169	152	
北那覇	2	-	-	-	-	-	9	9	1	-	1	-	1	-	1	-	2	-	-	1	-	6	-	1	-	2	-	10	1	6	-	-	1	-	43	10	201	117	370	344	
名護	1	-	-	-	-	-	13	12	-	-	3	1	2	1	2	-	1	-	-	-	-	5	-	3	-	1	-	12	1	8	1	-	3	-	54	16	269	165	294	302	
沖縄	2	-	-	-	2	2	7	7	1	-	1	-	4	-	2	-	2	-	1	-	5	-	2	-	2	-	8	-	5	-	-	3	-	47	9	302	153	476	424		
総計	5	-	-	-	2	2	53	52	2	-	7	3	9	1	8	1	3	-	2	-	26	-	9	1	5	-	51	2	28	1	-	-	11	-	221	63	1,256	748	2,081	1,789	

(注) 1 (1)製造免許場数]及び(3)販売業免許場数)の(注)に同じ。